

訪問看護重要事項説明書 [令和6年4月1日現在]

1 訪問看護当事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 ヘルスケアわかば
代表者氏名	代表取締役 片山 綾子
所在地・連絡先	〒862-0904 熊本市東区若葉2丁目13-16 電話 096-285-6507 F A X 096-285-6504

2 事業所名 訪問看護ステーションわかばの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションわかば
所在地・連絡先	〒862-0904 熊本市東区若葉2丁目13-16 電話 096-285-6507 F A X 096-285-6504
事業所番号	介護予防訪問看護 ・ 訪問看護 (4360190690)
管理者の氏名	今村 香織

(2) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名	1名		従業者の管理及び業務の一元的な管理
看護師等	20名	15名	5名	訪問看護サービスの提供
理学療法士等	5名	3名	2名	訪問リハビリテーションの提供
事務員等	0名	0名	0名	事務所の必要な事務処理

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市
---------	-----

(4) 営業日

月曜日～土曜日	8:30～17:30
休日	日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 営業日・営業時間帯に関らず、24時間体制をとっておりますので緊急時等は時間外でも訪問致します。但し、時間外の場合には利用料が異なります。別紙【サービス料金表】をご参照下さい。

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士・作業療法士・言語療法士が訪問し、リハビリを行います。

(サービス提供内容)

1. 健康状態の観察と助言
2. 療養生活の看護 (清潔のケア・食生活のケア・排せのケア)
3. 在宅リハビリテーション看護
4. 精神・心理的な看護
5. 認知症の看護
6. 検査・治療促進のための看護 (褥瘡処置・医療機器のケア・内服管理)
7. 療養環境改善のアドバイス
8. 介護者の相談
9. 様々な在宅ケアサービス (社会資源) の使い方相談
10. 終末期の看護
11. 在宅移行支援 (外泊時の訪問看護)

曜日	訪問時間帯	サービスの内容	介護保険適用
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			

4 費用について

(1) 介護保険給付対象サービス

- ・介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金の1割が利用者の負担額となります。利用料については、別紙【サービス利用料金表】に記載します。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談下さい。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1か月につき料金表の利用料全額をお支払下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険サービス対象外サービス

別紙【サービス利用料金表】に記載します。

(3) 交通費

交通費は無料とします。

(4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたします。請求月の**26日**に指定の銀行口座または郵便口座での自動引き落としと致します。

(5) キャンセル料

キャンセルが必要となった場合は、至急事業所にご連絡下さい。キャンセル料はかかりません。

5 事業の目的、運営方針

(1) 事業の目的

高齢者が要介護状態または要支援状態になった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、医療保険各法及び介護保険法の趣旨に従って支援します。

(2) 運営の方針

ステーションの保健師・看護師等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、個々の持てる能力の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視し、可能な限り自立した日常生活が継続できるように支援します。事業の実施に当たっては、医療機関、市町村等関係行政機関、居宅介護支援事業所等の保険・医療・福祉サービス機関との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) その他

主治医の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて訪問看護計画書を作成します。なお、作成した訪問看護計画書は利用者または家族にその内容を説明しご確認頂きます。

従業員は、質の向上を図る為出来る限り研修の機会を設けます。

6 衛生管理

ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

ステーションにおいて感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとします）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。

(3) ステーションにおいて、従業員に対し感染症の予防及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的に実施します。

7 緊急時・災害時の対応

ステーションは、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに管理者及び主治医に報告します。

地震・台風・大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、当該サービス提供すべき義務を負わないものとします。

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		発熱時、血圧変動時、意識レベル低下時等
連絡方法		携帯電話にて連絡 対応

8 業務継続計画の策定等

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

感染症及び災害時に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

9 虐待防止に関する事項

ステーションは、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとします）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止の為の指針の整備を行います。

(3) 虐待防止の為の定期的な研修の実施を行います。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

ステーションは、サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる甲を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

10 身体拘束等の禁止

ステーションは、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わないものとします。

ステーションは、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

11 サービス内容に関する苦情等相談窓口

【事業所の窓口】 事業所の担当部署・担当者	窓口責任者	今村 香織
	ご利用時間	9:00 ～ 17:00（日祝休み）
	ご利用方法	電話 096-285-6507 面接（当事業所相談室）

当社以外に、下記の区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【公的団体の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会	所在地	熊本市東区健軍1丁目18-7
	電話番号	096-214-1101
	受付時間	9:00 ～ 17:00（土日祝休み）

12 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して謄写料などが必要な場合は利用者の負担となります）</p>
<p>利用目的</p>	<p>【介護関係事業者の内部での利用に係る事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者が介護サービスの利用者等へ提供する介護サービス ・介護保険事務 ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち <ul style="list-style-type: none"> － 登録・解除等の管理 － 会計・経理 － 事故等の報告 <p>【他の事業所等への情報提供を伴う事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち <ul style="list-style-type: none"> － 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答 － 感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する場合 － その他の業務委託 － 家族等への心身の状況説明 － 必要時、市町村介護保険課 ・介護保険業務のうち <ul style="list-style-type: none"> － 保険事務の委託 － 審査支払機関へのレセプトの提出 － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等 <p>【上記以外の利用目的 介護関係事業者の内部での利用に係る事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護関係事業者の管理運営業務のうち <ul style="list-style-type: none"> － 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 － 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

個人情報に関する相談窓口	窓口責任者	今村 香織
	ご利用時間	9:00 ～ 17:00 (日祝休み)
	ご利用方法	電話 096-285-6507

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14 お客様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険証を提示下さい。

同意書

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

当事業者は、上記の契約書、及び重要事項説明書に基づいて説明しました。

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

事業者	所在地	熊本市東区若葉2丁目13-16
	法人名	株式会社 ヘルスケアわかば
	代表者	片山 綾子
	事業所名	訪問看護ステーションわかば
	説明者氏名	今村 香織

上記の『契約書・重要事項説明書』内容説明を事業者から確かに受け同意します。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	(続柄)

個人情報の保護について、標記の利用目的の使用に同意します。

利用者	住所	
	氏名	
利用者の代理人	住所	
	氏名	(続柄)
	住所	

家 族	氏 名	(続柄)
-----	-----	-------